

熊本県司法書士会非司法書士排除委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、熊本県司法書士会非司法書士解除委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関する事項を定めるものである。

(事件の処理)

第2条 熊本県司法書士会（以下「本会」という。）の会長は、事件の発生を知ったときは直ちに委員会に連絡して事件の処理にあたらせるものとする。

2 本会会員は事件の情報を得たときは直ちに本会会長に報告しなければならない。

第2章 委員会

(委員の選任)

第3条 委員会の委員は、本会の理事、支部長、綱紀委員の中から本会会長が委嘱する。

2 委員の任期は、就任後第2回目の本会定時総会終結の時までとする。但し、補充選任された委員の任期は、前項者の残存期間とする。

3 委員は再任することができる。

4 委員は後任者が任命されるまで、その職務を行なう。

(委員会の構成)

第4条 委員会は委員15名をもって組織する。

2 委員は、委員長1名、副委員長1名、常任委員3名を互選する。

3 委員長は、委員の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 常任委員は、委員長及び副委員長を補佐し、委員会業務を分掌する。

6 委員長、副委員長及び常任委員をもって常任委員会を組織し、委員会の恒常運営に当る。

(委員会の職務)

第5条 委員会は次の事務を行なう。

(1) 非司法書士の実態調査及び証拠資料の収集

- (2) 前号の調査に基づく勧告又は警告
 - (3) 告発その他の措置についての本会会長への建議
 - (4) 非司法書士排除のための宣伝活動
- 2 委員長は必要に応じ前項第1号の調査事務を補助するための調査員を委嘱することができる。

(会 議)

第6条 委員会及び常任委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会及び常任委員会は委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員会及び常任委員会は必要あるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 4 委員会及び常任委員会の運営については、議事録を作り委員長、副委員長が記名捺印し、委員会に保存する。
- 5 委員会及び常任委員会は公開しない。

(報告義務)

第7条 委員長は、委員会及び常任委員会において決議した事項について、すみやかにこの結果を本会会長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員又は調査員及び調査員であった者ならびに会議に出席した者はすべて会議の審議内容及び調査の結果知ることの出来た秘密を一切他に洩らしてはならない。

第3章 細 則

第9条 この規則の施行に必要な細則は委員会において定めることができる。但し、本会会長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は昭和49年5月26日から施行する。
- 2 最初の委員の任期は昭和50年度本会の定時総会終結の時までとする。